

水道料金の改定について

令和7年6月26日

北茨城市水道部

目 次

1. 水道料金について	1
(1) 水道料金とは	1
(2) 独立採算の原則	1
(3) 水道料金の設定について	1
(4) 水道料金の算定方法	1
2. 水道料金における料金体系	4
(1) 料金体系の基本類型	4
(2) 料金体系の種別	4
3. 基本水量と水量料金の割合	5
(1) 基本料金と水量料金の配分のしくみ	5
4. 本市の水道料金	6
(1) 現行の水道料金について	6
(2) 水道使用料金の算出方法	7
(3) 茨城県内市町村（いわき市含む）水道料金の比較	8
5. 水道料金制度における課題と見直しの方向性	9
(1) 基本水量	9
(2) 基本料金	9
(3) 従量料金	10
6. 水道料金改定の比較について	11
(1) 水道料金改定率の算定方法	11
(2) 水道料金改定表の比較	14
(3) 一般家庭への影響の比較	16
(4) その他事業所への影響の比較	16

1. 水道料金について

(1) 水道料金とは

水道料金は水道事業者が提供する給水サービスの対価として、使用者から徴収するものであり、地方公営企業法第 21 条第 2 項では「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならず」とされています。

(2) 独立採算の原則

水道事業運営に要する経費は、地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項において「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされています。

(3) 水道料金の設定について

受益者負担である水道料金の設定に当たっては、

「公正妥当であること」

「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること」

「地方公営企業の健全な運営を確保することができること」

「定率又は定額をもって明確に定められていること」

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと」

を踏まえて、検討する必要があります。

(4) 水道料金の算定方法

一般的に水道料金は、次のような手順で算定されています。なお、水道料金の算定の際には、全国の事業団体が加盟している「公益社団法人 日本水道協会」が発行している「水道料金算定要領（令和 7 年 2 月改定）」を参考としています。

表 1：水道料金の算定プロセス

① 財政計画の策定

- ・ 料金算定期間の決定（概ね 3～5 年程度）
- ・ 財政収支の見積

↓

② 料金水準の算定（総括原価の算定）

- ・ 水道事業の運営に必要なすべての費用の算出

↓

③ 料金体系の設定（個別原価の算定）

- ・ 個々の利用者から徴収する料金水準の設定

① 財政計画の策定

(ア) 料金算定期間の決定

事業計画（経営計画）期間などを基に料金の算定期間を決定します。
「水道料金算定要領」では、概ね3～5年程度とされています。

(イ) 財政収支の見積

収入や支出の見込の前提となる給水人口や配水量、企業債の発行方針などの見込を基とし、計画を実施した場合の収入と支出の見込みを立てます。
(収入は現行の料金水体系に当てはめて計算します)

② 料金水準の算定（総括原価の算定）

①で立てた財政計画を基に、料金算定期間中の給水のために必要な総費用（総括原価）を算出します。

$$\text{総括原価} = \text{営業費用 (A)} + \text{資本費用 (B)} - \text{控除額 (C)}$$

(A) 営業費用・・・人件費、動力費、薬品費、修繕費、材料費、委託費、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用

(B) 資本費用・・・支払利息、資産維持費

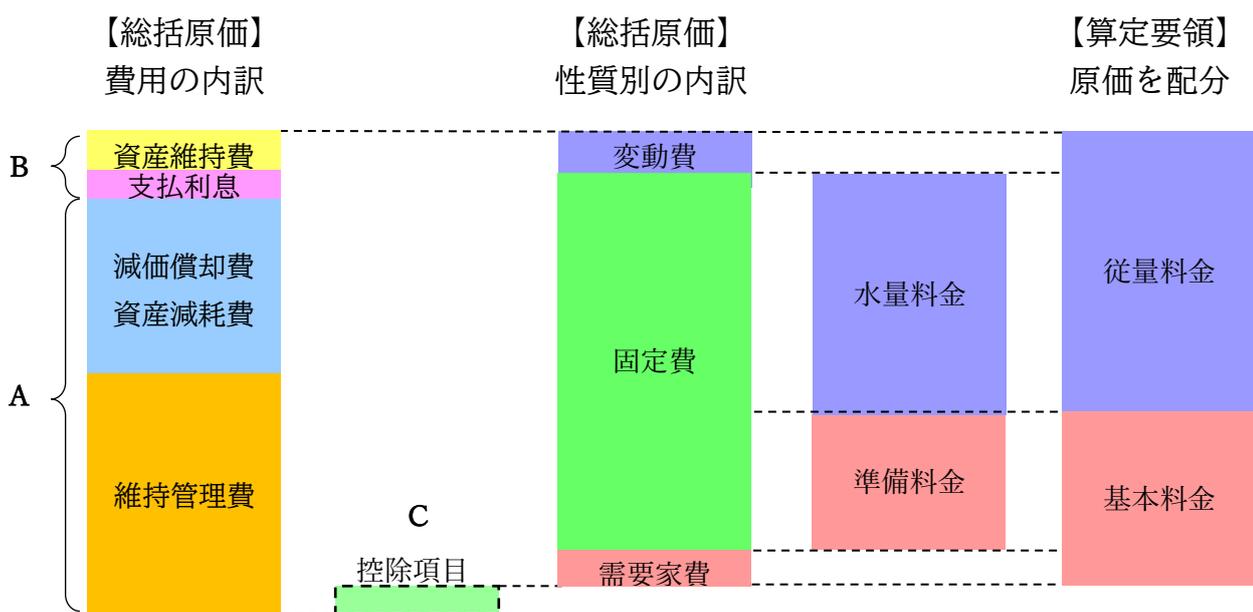
(C) 控除額・・・給水収益以外のその他の収益

③ 料金体系の設定（個別原価の算定）

②で算出した料金水準を満たす料金体系を設定します。

$$\text{料金体系 (料金収入)} = \text{料金水準 (総括原価)}$$

図1：総括原価分解と基本料金・従量料金への配分イメージ



※資産維持費とは

資産維持費とは、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築および企業債の償還等にも充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

(考え方)

現在と同じ施設を同じ物価で作直すのであれば、減価償却費による内部留保で賄うことができます。しかし、現在は、施設の建設当時より材料や人件費等の物価が上昇しており、同じ施設を作るとしても、減価償却費による内部留保のみでは賄うことができません。さらに、施設を作り直す際には、前と同じ施設ではなく、現在の新たな課題に対応した施設（耐震化や高度な処理能力など）へのレベルアップが必要となり、さらに資金不足が見込まれます。このことから、これからの不足額を補うために「資産維持費」が必要となります。

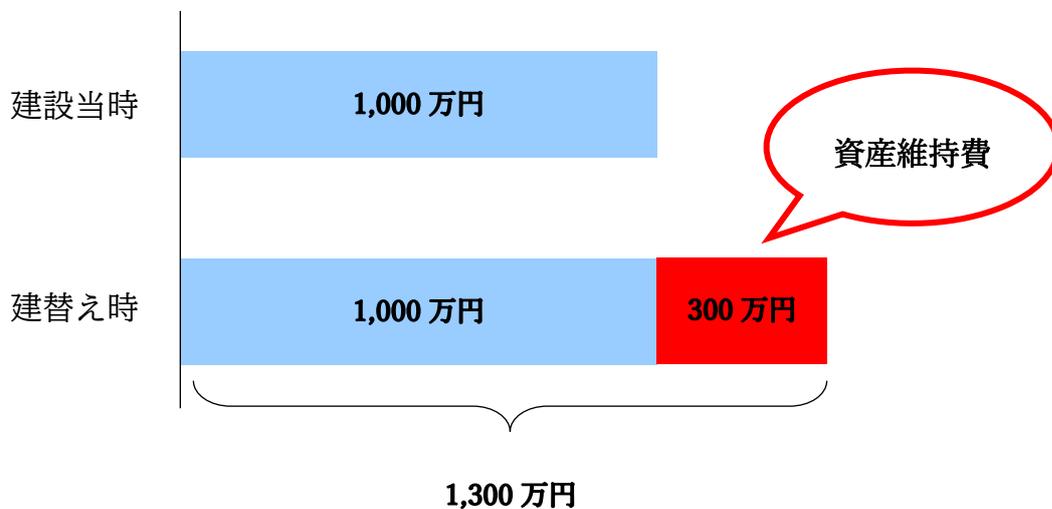
図2：資産維持費のイメージ

1,000 万円で作った浄水場の更新の場合

- ・ 建設当時費用 1,000 万円・・・(A)
- ・ 同じ能力で現在の建替え費用 1,100 万円・・・(B)
(材料、人件費上昇含む)
- ・ 建替えの際に必要なレベルアップ分費用 200 万円・・・(C)
(耐震化、高度浄水処理化など)

不足額の算定 ((A) の金額は全額減価償却費による内部留保があるとして計算)

$$\begin{aligned} \text{不足額} &= (A) - ((B+C)) \\ &= 1,000 \text{ 万円} - (1,100 \text{ 万円} + 200 \text{ 万円}) \\ &= \blacktriangle 300 \text{ 万円 (資産維持費として必要となる額)} \end{aligned}$$

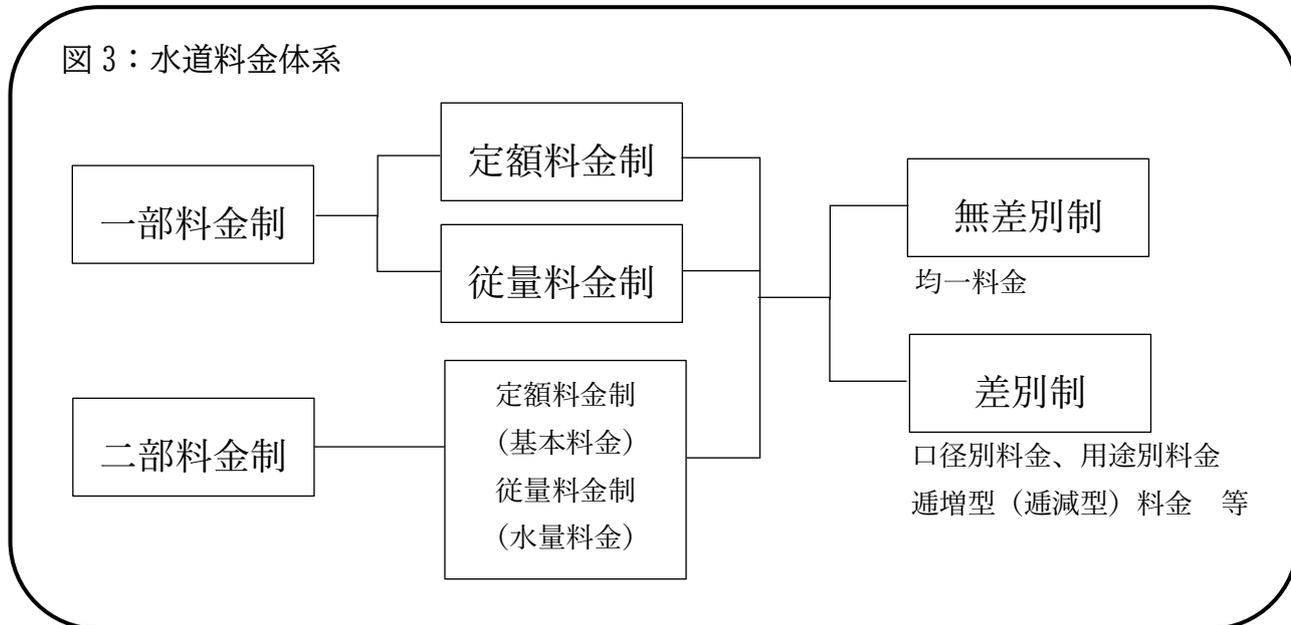


2. 水道料金における料金体系

(1) 料金体系の基本類型

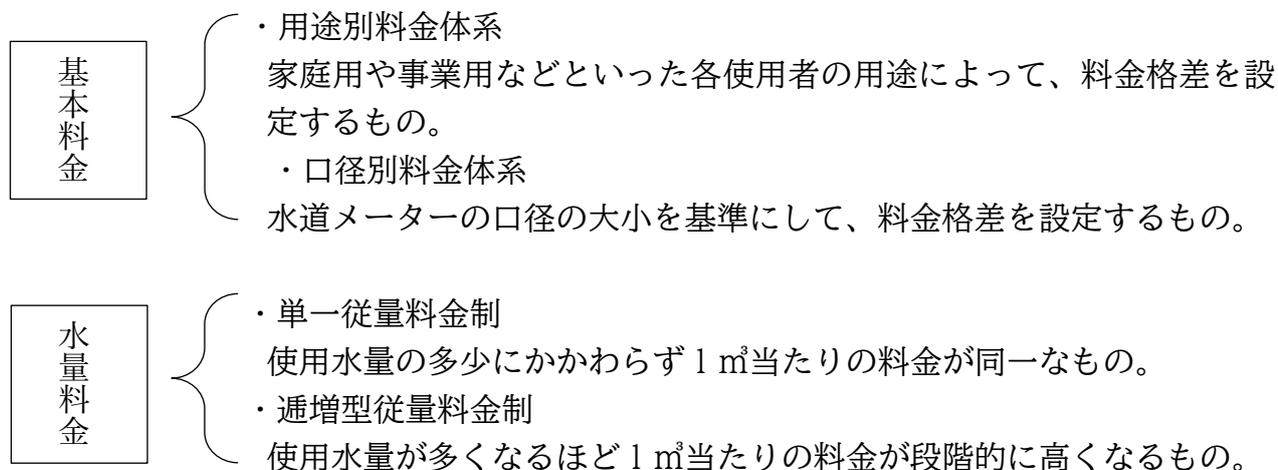
定額料金または従量料金のいずれか1つだけで構成されるものを「一部料金制」と呼び、定額料金と従量料金を組み合わせることにより成り立つものを「二部料金制」と呼びます。

図3：水道料金体系



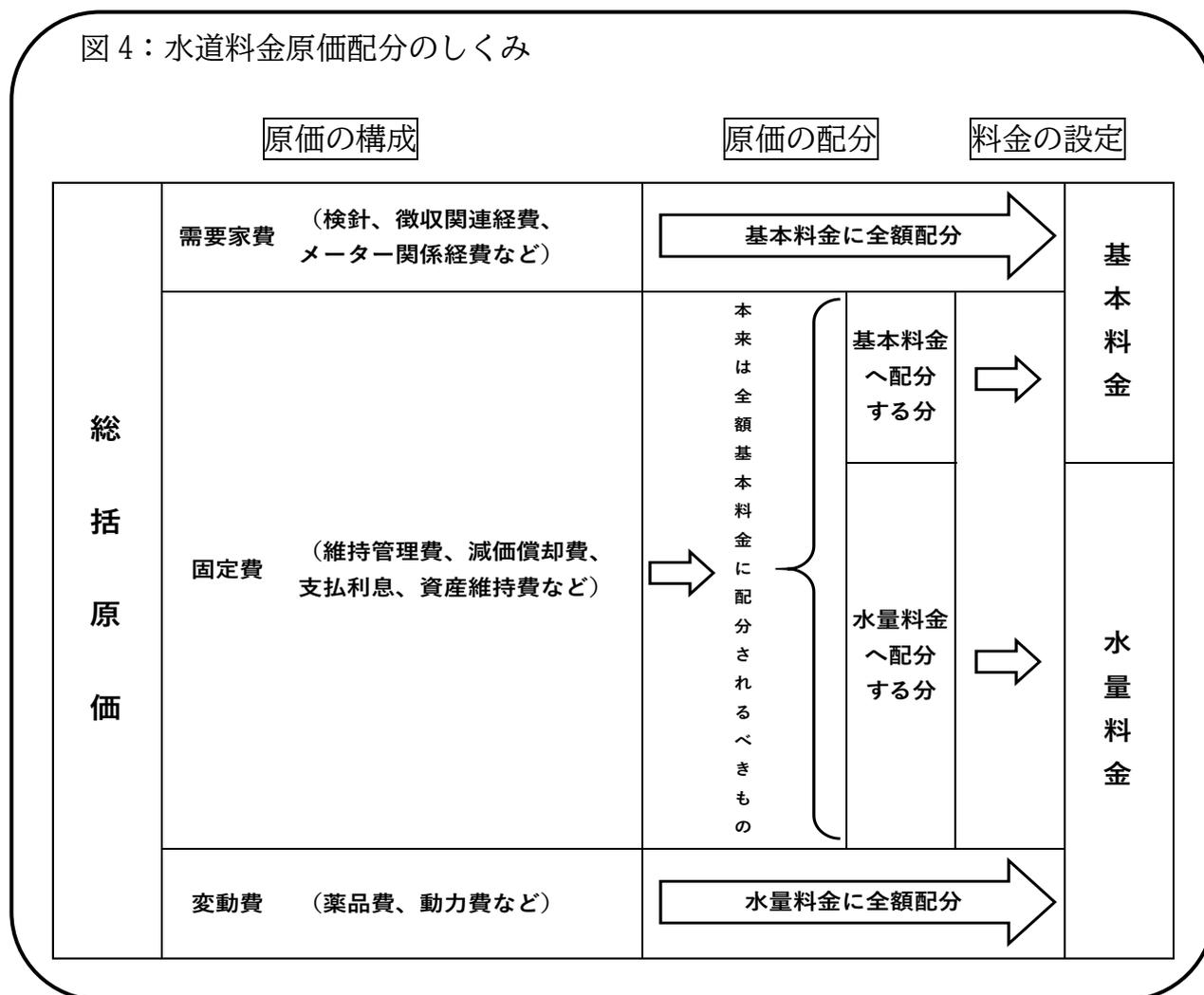
(2) 料金体系の種別

国内においては、ほとんどの自治体が定額料金と従量料金を組み合わせた二部料金制を採用しています。この二部料金制において、一般的には定額料金部分を基本料金、従量料金部分を水量料金と呼ばれています。料金体系は基本料金において、用途別料金体系と口径別料金体系に大別され、両体系の中でさらに水量料金において、単一従量料金制や逡増型（逡減型）従量料金制に分類されます。



3. 基本水量と水量料金の割合
 (1) 基本料金と水量料金の配分のしくみ

図4：水道料金原価配分のしくみ



基本料金・・・水道の使用量に関係なく賦課する定額料金
 水量料金・・・水道の使用量に応じて賦課する従量料金

メーター検針・料金関連徴収費用、メーター関係費用などの需要家の存在により必要となる費用を需要家費と呼び、この費用については、全額を基本料金へ配分しています。

薬品費や動力費など、水を作った分に比例してかかる費用を変動費と呼び、この費用については、全額を水量料金へ配分しています。

維持管理費や減価償却費、支払利息、資産維持費などの水の使用量に関わらず、施設を維持していくため固定的にかかる費用を固定費と呼び、この費用については本来、全額基本料金へ配分されるべきものですが、基本料金の高額化を避けるため、一部を基本料金へ配分し、相当部分を水量料金に配分しています。

安定的な収入の確保を目指す場合、基本料金の配分割合を上げる必要があります。

4. 本市の水道料金

(1) 現行の水道料金について

現行の水道料金は口径別料金体系で基本水量と逓増型従量料金の二部料金制を採用しており、平成30年8月に34年ぶりに改定しています。

ア 口径別料金体系

水道メーターの口径の大小を基準にして、料金を設定しています。

イ 基本水量（※）

基本料金に2か月で10 m³の基本水量を含みます。

ウ 逓増型従量料金

使用水量が増加するほど、適用される使用量の単価が高くなるように設定しています。

表2：現行の水道料金表

水道料金表（2か月毎）

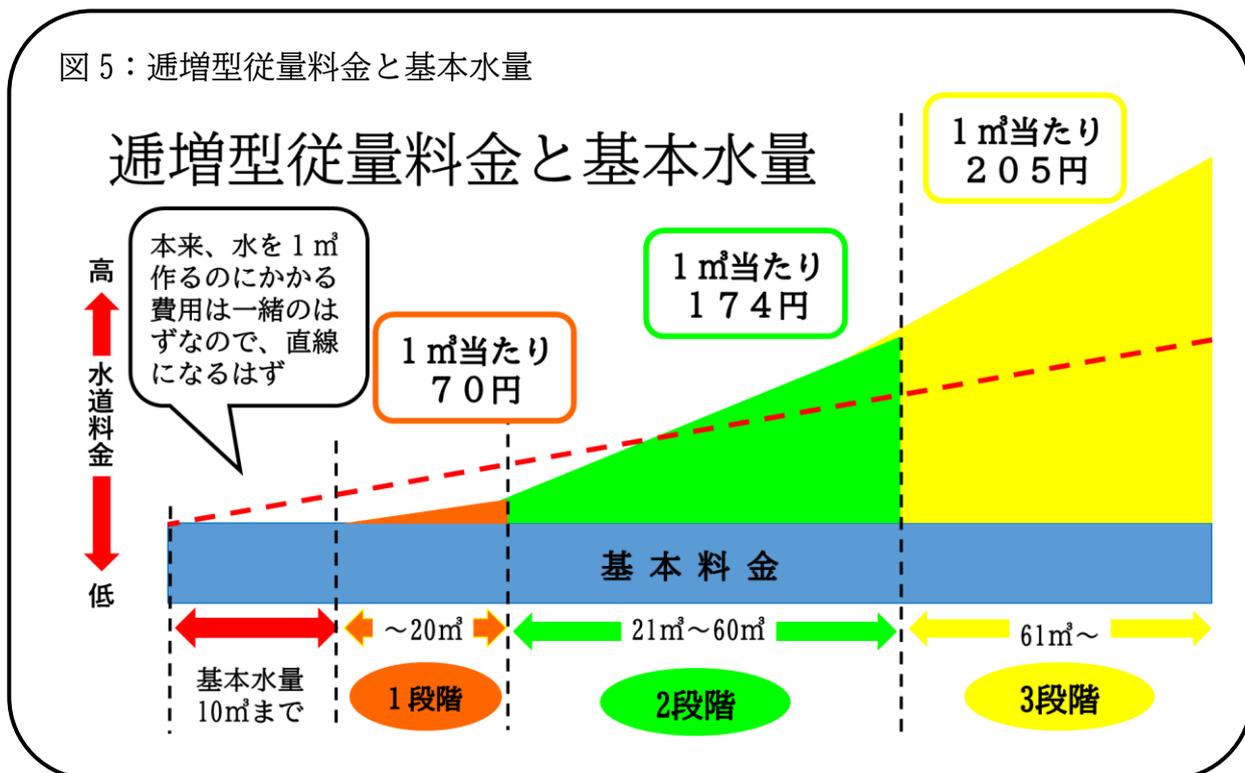
（税抜）

口径	基本料金	従量料金		
	10 m ³ まで	11 m ³ ~ 20 m ³	21 m ³ ~ 60 m ³	61 m ³ 以上
13	2,400	70.0	174.0	205.0
20	3,200			
25	4,940			
40	8,840			
50	14,820			
75	27,040			
100	44,200			
150	91,000			

※基本水量とは

基本水量とは、基本料金を支払うことにより、水量料金を支払うことなく使用することのできる水量のことですが、近年は、基本水量内の使用水量の使用が増え、基本水量以上の使用者との負担感の公平性を確保する必要があることから、導入事業体においては、基本水量の廃止または縮小を実施・検討している事業体が増えています。

図5：逦増型従量料金と基本水量



(2) 水道使用料金の算出方法

計算式

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

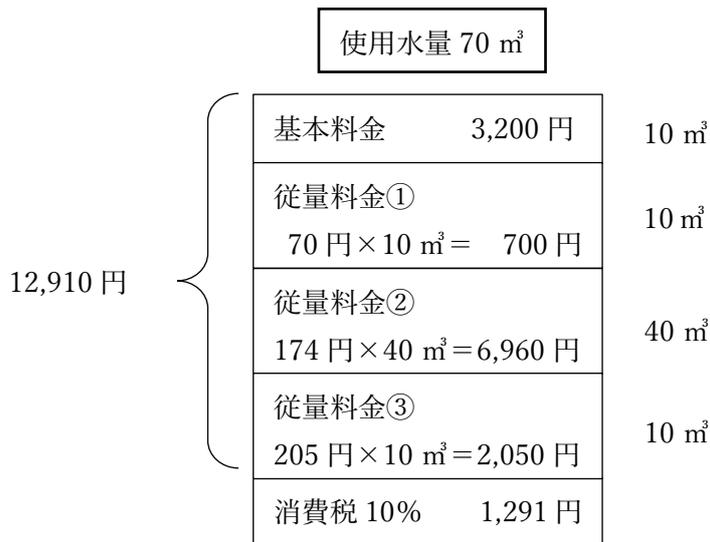
(例1) 一般家庭（口径メーター13mm）で2か月に40^m使用した場合

基本料金	10 ^m まで	2,400円
従量料金	① 70円×10 ^m	= 700円
	② 174円×20 ^m	= 3,480円
水道料金	6,580円×1.10	= <u>7,238円</u> (1か月当たり3,619円)

使用水量 40 ^m			
7,238円	基本料金	2,400円	10 ^m
	従量料金①	70円×10 ^m = 700円	10 ^m
	従量料金②	174円×20 ^m =3,480円	20 ^m
	消費税10%	658円	

（例2）一般家庭（口径メートル20mm）で2か月に70m³使用した場合

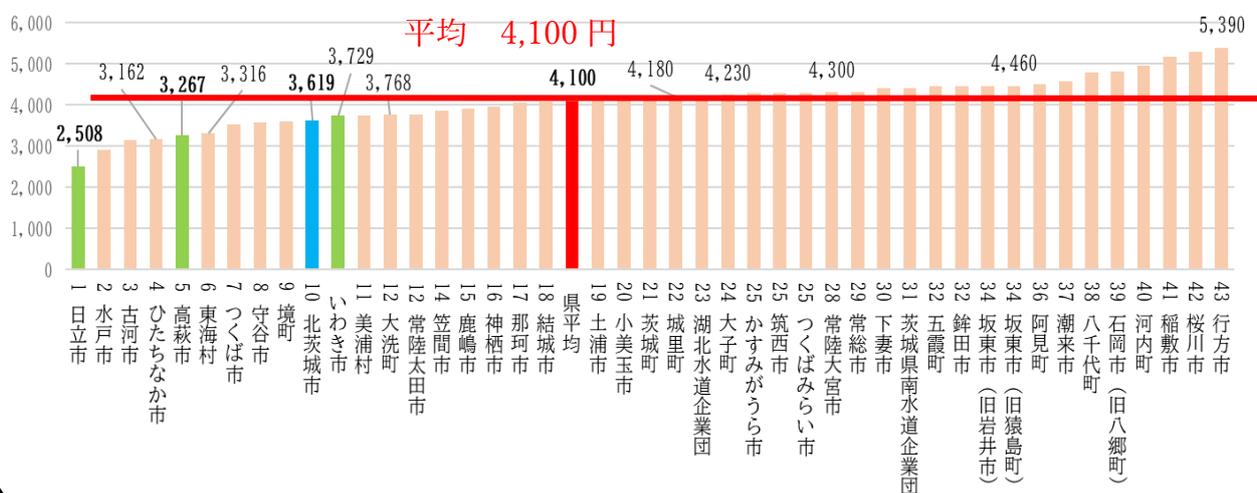
基本料金	10 m ³ まで	3,200 円
従量料金	① 70 円×10 m ³ =	700 円
	② 174 円×40 m ³ =	6,960 円
	③ 205 円×10 m ³ =	2,050 円
水道料金	12,910 円×1.10 =	<u>14,201 円</u> （1か月当たり 7,100 円）



（3）茨城県内市町村（いわき市含む）水道料金の比較

口径 13 mm で 1 か月 20 m³ 使用した場合の本市の水道料金は 3,619 円で（青色の棒グラフ）、茨城県内 43 地区中 10 番目に安い水道料金となっています。黄緑色の棒グラフは本市の近隣市町村、いわき市・高萩市・常陸太田市・日立市の水道料金です。日立市と高萩市は本市より安く、いわき市は本市より高い料金設定となっています。

図 6：茨城県内市町村（いわき市含む）水道料金比較（1 か月 20 m³ 使用した場合口径 13mm）



5. 水道料金制度における課題と見直しの方向性

(1) 基本水量

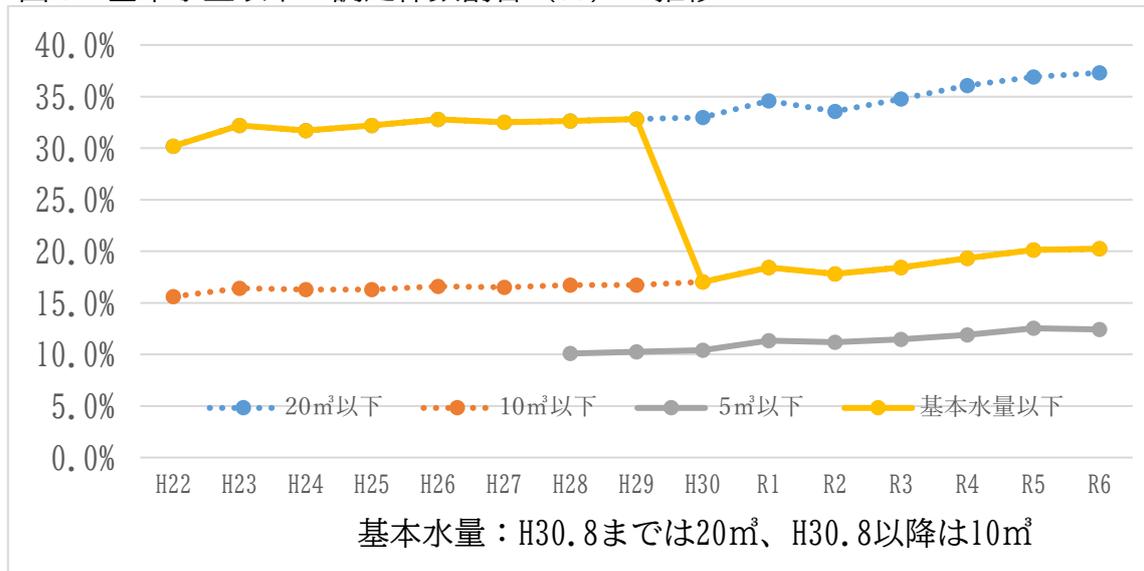
【課題】

使用しない水量分も含めて基本料金を支払う形となっている使用者の割合が多く、節水の効果が料金に反映されないなど、一律に配賦している基本水量のあり方が課題となっています。

【見直しの方向性】

全国的に基本水量を付している事業者は減少傾向にあることから、本市においても検討が必要です。

図7：基本水量以下の調定件数割合（％）の推移



(2) 基本料金

【課題】

水道事業を行うための必要な固定的経費を回収する料金として位置づけていますが、水道事業は固定費の割合が非常に高く、その金額を基本料金として回収した場合、著しく高額となってしまいます。そのため、従量料金からも回収することによって低廉化を図ってきました。しかし、水需要が減少傾向にある中、従量料金も減少し続けることが見込まれることから、将来的には固定費の回収に支障が生じることが予想されます。

【見直しの方向性】

水需要が減少傾向にある中で、水道事業経営を将来にわたって安定的に持続していくためには、固定費の基本料金と従量料金への配分を見直し、基本料金への配分割合を高める必要があります。現行の料金収入全体に占める基本料金の割合は約31.6%となっています。公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき算定した基本料金の割合は、料金収入全体の約37.9～46.2%程度であることから、そのレベルを目標に高めていく必要があります。

(3) 従量料金

【課題】

近年、水需要が減少傾向で推移し、水道施設の整備が「拡張」から「維持管理」に転じている中で、拡張事業に伴う費用負担の多くを大口使用者に求める根拠が少なくなりつつあります。また、使用水量が減少する割合以上に料金収入が減少しており、逓増度の高い現行の料金体系は安定経営の面から課題となっています。

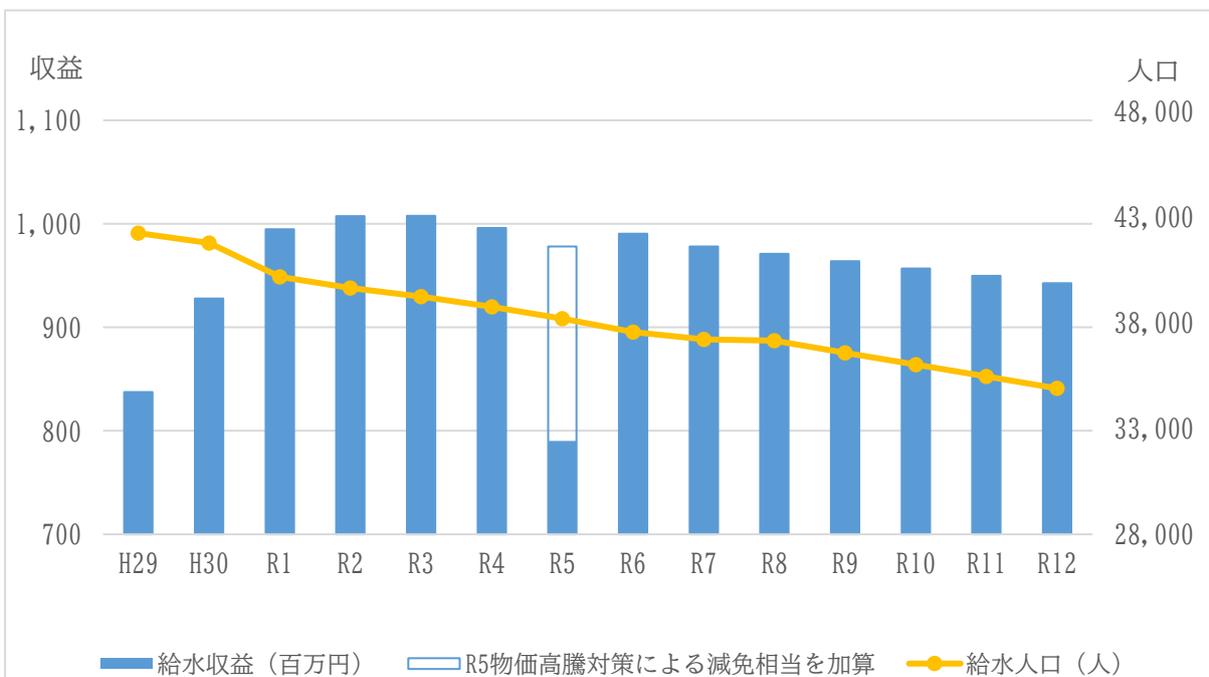
【見直しの方向性】

本来、水道水は1 m³当たりの原価に差が生じるものではないため、1 m³当たり単価は使用水量の多寡にかかわらず単一にすることが望ましいですが、小口使用者の負担が増大することや、大口使用者に対して使用水量に応じた施設整備や維持管理にかかる費用をご負担いただく観点から逓増制を維持しつつ、逓増度合を縮小していく必要があります。

※基本料金と水量料金の配分について

固定費を基本料金ですべて回収するのが最も安定的な料金徴収方法で、基本料金ベースと従量料金ベースの割合を費用面での固定費と変動費の割合とすると、水需要の増減に収入が影響されない体系となります。しかし、支出の9割以上を基本料金で回収することになり、現行の料金制度から急激な変更は、利用者の許容度を越えた影響が出ると考えられ、現行の料金制度から利用者への影響が小さい範囲で変更していくことが重要です。

図8：給水人口と収益



6. 水道料金改定の比較について

(1) 水道料金改定率の算定方法

令和8年度から令和12年度の5年間を算定期間とし、現行料金体系における収入に対しての費用予測に基づき水道料金改定率を算定しました。

【費用】

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
人件費	132,700	135,354	138,061	139,442	140,836	686,392
動力費	75,398	76,906	78,444	80,013	81,613	392,374
修繕費	118,596	119,858	121,134	122,425	123,730	605,743
委託料	178,885	182,462	186,112	189,834	193,631	930,923
減価償却費 資産減耗費	450,491	464,245	469,588	473,660	472,324	2,330,308
支払利息	50,928	58,244	65,467	74,726	82,718	332,083
その他営業費用	87,134	88,876	90,654	92,467	94,316	453,447
雑支出	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0
合計	1,094,131	1,125,945	1,149,460	1,172,566	1,189,168	5,731,270

【収入】

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
現行の料金収入	970,856	963,768	956,681	949,593	942,506	4,783,403
料金以外の収入 (長期前受金を除く)	42,423	45,131	44,725	44,348	43,973	220,600

	パターン1	パターン2	パターン3
(A) 資産維持費(施設の更新・再構築に備えておく費用)	1.00%	2.00%	3.00%
※健全な経営を維持するため、標準は3%とされている。	506,643	1,013,287	1,519,930
(B) 上記費用の見込み額	5,731,270	5,731,270	5,731,270
(C) 料金収入以外の収入	220,600	220,600	220,600
(D) 料金原価(A) + (B) - (C) = (D)	6,017,313	6,523,956	7,030,600
(E) 現行料金体系における料金収入見込み額	4,783,403	4,783,403	4,783,403
これにより不足する額は、(D) - (E)	1,233,910	1,740,554	2,247,197
(参考) 所要料金改定率 = (料金原価 ÷ 料金収入 - 1) × 100	25.80%	36.39%	46.98%
= ((D) ÷ (E) - 1) × 100			

(参考) 1か月に20m ³ 使用した場合の水道料金 (口径13mm)	現行	パターン1	パターン2	パターン3
	3,619円	4,553円	4,936円	5,319円

① 試算条件

1 【費用】 収益的収支

人件費	令和6年度決算額から再任用職員1名分を削減する。 また、近年の給与改定率や人事異動、正職員・再任用職員・会計年度職員の割合等を考慮し、年1%の上昇として算定する。ただし、令和7年度から10年度にかけては、地域手当の加算が1%ずつ増加する見込みであることから、この間については、2%の上昇として算定する。
動力費	令和6年度決算額から「物価安定の目標」である消費者物価の前年比上昇率2%として算定する。
修繕費	令和6年度決算額から「物価安定の目標」である消費者物価の前年比上昇率2%を基本とするが、水処理に影響の少ない設備については、予備的な修繕を最小限に抑制することにより、年1%の上昇に留めることとして算定する。
委託料	令和6年度決算額から「物価安定の目標」である消費者物価の前年比上昇率2%を基本とするが、浄水場の運転管理等、長期契約している委託料や令和7年5月時点で変更や追加が見込まれるシステム委託料や経営戦略改定委託料等は、それを加味して算定する。
薬品費	令和6年度決算額から「物価安定の目標」である消費者物価の前年比上昇率2%として算定する。
減価償却費 資産減耗費	令和6年度以前に取得した資産に対する減価償却費に、令和7年度以降計画している建設改良事業により取得が見込まれる資産に対する減価償却費を試算して加算する。また、資産減耗費として、令和7年度以降計画している建設改良事業により除却が見込まれる資産に係る減耗費を加算する。
支払利息	令和6年度以前の借入に対する利息に、令和7年度以降の企業債借入に対する利息分を加算する。その際の利率は、借入期間が10年以上の場合は、2%、30年以上の場合は、3%として試算する。
その他営業費用	令和6年度決算額から「物価安定の目標」である消費者物価の前年比上昇率2%を基本とするが、令和7年5月時点で変更が見込まれる情報機器の賃貸借料等は、それを加味して算定する。

2 【収入】 収益的収支

水道料金収入	令和6年度決算額から国立社会保障・人口問題研究所の試算に基づく人口減少割合に応じて減少するものとして算定する。ただし、令和6年度における料金収入の約3割は、基本料金であり、近年ほぼ横ばいのため、この部分は維持するものとして算定する。また、従量料金の基礎となる有収水量のうち、約3割は企業によるものであるため、この部分についても維持するものとして算定する。（近年、企業による使用水量は、やや増加傾向ではあるが、景気動向による影響を受けやすいため、現状維持に留める。） ※その結果、令和7年度から12年度の年平均人口減少率 1.52%に対して、有収水量減少率は、1.18%、料金収入減少率は、0.82%
長期前受金戻入	令和6年度以前に取得した資産に対する長期前受金戻入に、令和7年度以降計画している建設改良事業により取得が見込まれる資産に係る長期前受金戻入（消火栓工事に係る工事負担金）を試算して加算する。
その他収入	令和6年度決算額を基準とし、他会計補助等基準があるものは、基準に則り算定する。

3 【収入】 資本的収支

企業債	新たな建設改良費に対する借入予定額とする。ただし、企業債の借入割合は、前回の審議会や経営戦略等で目標としている8割を基準（一般会計からの繰り入れ等が見込まれる簡易水道事業等は10割、少額のもの等は借り入れしないなどにより中長期的に調整する）とする。
その他収入	消火栓設置費に対する一般会計からの負担金等、現状のルール分を見込むものとする。

4 【費用】 資本的収支

企業債償還金	令和6年度以前の借入に対するものに新たな建設改良費分の借入に対する償還分を加算する。
建設改良費	事業計画（適切な維持点検等により長寿命化を図るとともに、支出の平準化（概ね年5.5億円を基準とする）を図る）に基づき計上する。

② 資産維持費（資産維持率）について

(ア) 前回改定時の資産維持率の算定方法

資産維持率 = 自己資本構成比率 × 過去5年間の企業債利率の平均

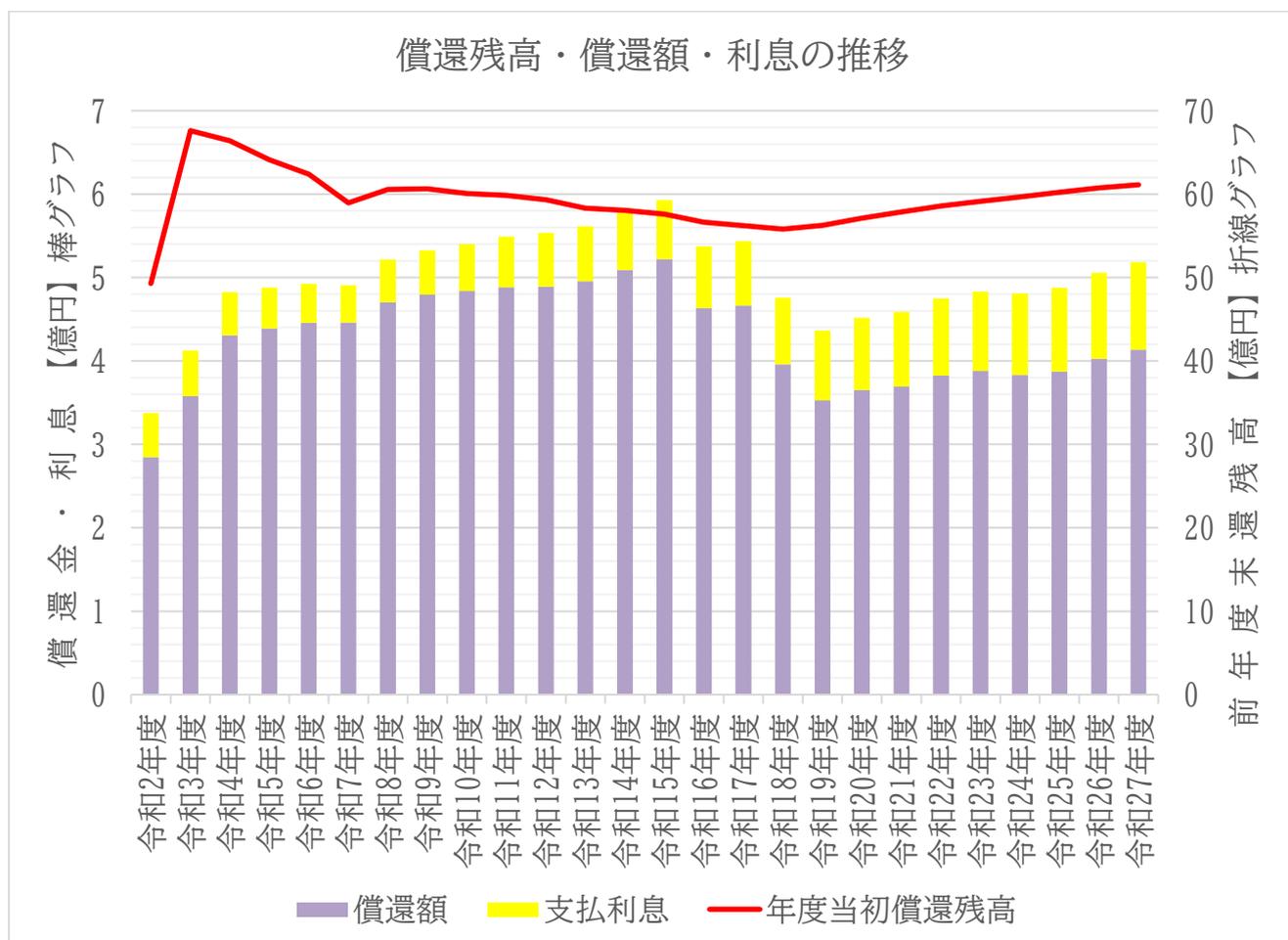
0.617% = 59.3% (H28) × 1.04% (H24~H28の平均)

1.331% = 49.3% (R6) × 2.70% (R8~R12の平均見込み)

※企業債利率については、大きく上昇してきているため、今後の見込みを採用

(イ) 考慮事項（償還残高・償還額・利息の推移）

令和15年度までは、償還額が上昇し、支出が増える一因となっているが、それ以降は、減少する見込みとなっている。（現状の投資見込み：年間約5.5億円投資し、うち80%を企業債借入）



今後の物価上昇、利率の上昇を考えれば、資産維持率を上昇させ（標準の3%に近づけ）経営の安定化を図る必要がある。しかし、令和15年度までは、企業債の償還額（収益的収支では減価償却費）が大きく、資産維持率も大きく上げると大幅な料金改定となること、令和16年度以降は、企業債償還額が減少する見込みであることを考慮し、今改定においては、1%程度の資産維持率にとどめ、段階的に標準である3%に近づける方法が妥当であると考えます。

(2) 水道料金改定表の比較

	基本料金	従量料金	基本料金の割合	増進度合 最大単価	現行との 乖離 バランス	備考
現行	<p>φ 13 : 2,400円 φ 20 : 3,200円 φ 25 : 4,940円 φ 30 : 4,940円 φ 40 : 11,492円 φ 50 : 14,820円 φ 75 : 27,040円 φ 100 : 44,200円</p>	<p>基本水量 : 10m³ ~20m³ : @ 70円 ~60m³ : @174円 60m³~ : @205円</p>	33.1%	2.9倍 @205	-	25.8%の料金不足を生じる
試算0	<p>φ 13 : 2,400円×1.1 φ 20 : 3,200円×1.76 φ 25 : 4,940円×1.73 φ 30 : 4,940円×2.61 φ 40 : 11,492円×2.63 φ 50 : 14,820円×2.65 φ 75 : 27,040円×3.18 φ 100 : 44,200円×3.45</p>	<p>基本水量 : なし ~10m³ : @155円【新規】 ~20m³ : @ 70円+85円 ~60m³ : @174円-19円 60m³~ : @205円-50円</p>	37.8% ◎	1.0倍 @155 ◎	×	<p>日本水道協会発行の水道料金算定要領による（現行に料金体系に近くなるような試算方法）</p> <p>当面の基準となる基本料金割合とし、量水器単価、理論流量比（地域補正）による割合で口径別の料金を算定。 基本水量をなくし、従量料金単価を一律に。</p>
試算1	一律に1.258倍	<p>基本水量 : 10m³ 一律に1.258倍 (+18円~53円)</p>	33.1% ○	2.9倍 @258 ×	○	現行料金体系を維持しつつ、基本料金、従量料金単価とも一律に1.258倍
試算2	<p>φ 13 : 2,400円×1.1 φ 20 : 3,200円×1.3 φ 25 : 4,940円×1.3 φ 30 : 4,940円×1.35 φ 40 : 11,492円×1.4 φ 50 : 14,820円×1.4 φ 75 : 27,040円×1.5 φ 100 : 44,200円×1.5</p>	<p>基本水量 : なし ~10m³ : @ 72円【新規】 ~20m³ : @ 70円+30円 ~60m³ : @174円+30円 60m³~ : @205円+30円</p>	31.3% ○	3.3倍 @235 ○	△	基本料金を1.1~1.5倍とし、基本料金割合を維持。 基本水量をなくし、従量料金単価は最大値を抑制するために一律に加算。

	基本料金	従量料金	基本料金の割合	逓増度合 最大単価	現行との 乖離 バランス	備考
試算3	<p>φ 13 : 2,400円[現状] φ 20 : 3,200円[現状] φ 25 : 4,940円×1.20 φ 30 : 4,940円×1.20 φ 40 : 11,492円×1.20 φ 50 : 14,820円×1.25 φ 75 : 27,040円×1.30 φ 100 : 44,200円×1.30</p>	<p>基本水量 : 10m³ ~20m³ : @ 70円+50円 ~60m³ : @174円+60円 60m³~ : @205円+70円</p>	26.9% ×	2.3倍 @275 △	△	φ13とφ20の基本料金は現行を維持し、小口契約者の負担の軽減を図る。φ25以上も1.2~1.3倍とし、基本料金の上昇を抑える。基本水量を維持し、従量料金単価は、小水量単価の上昇を抑え、多水量単価をより上昇。
試算4	<p>φ 13 : 2,400円×1.15 φ 20 : 3,200円×1.30 φ 25 : 4,940円×1.30 φ 30 : 4,940円×1.35 φ 40 : 11,492円×1.40 φ 50 : 14,820円×1.40 φ 75 : 27,040円×1.50 φ 100 : 44,200円×1.50</p>	<p>基本水量 : 10m³ ~ 20m³ : @ 70円+34円 ~ 60m³ : @174円+40円 ~500m³ : @205円+50円 500m³~ : @205円+60円</p>	32.14% ○	2.9倍 @265 ×	△	基本料金を1.15~1.5倍とし、基本料金割合を維持。基本水量を維持し、従量料金単価は、少水量単価の上昇を抑え、多水量単価をより上昇。
試算5	<p>φ 13 : 2,400円×1.01 φ 20 : 3,200円×1.09 φ 25 : 4,940円×1.26 φ 30 : 4,940円×1.26 φ 40 : 11,492円×1.34 φ 50 : 14,820円×1.40 φ 75 : 27,040円×1.45 φ 100 : 44,200円×1.50</p>	<p>基本水量 : なし ~10m³ : @ 60円【新規】 ~20m³ : @ 70円+20円 ~60m³ : @174円+45円 1000m³~ : @205円+55円</p>	28.1% △	4.3倍 @260 ×	△	基本料金を1.01~1.5倍とし、基本料金割合の維持しつつ、小口契約者の負担の軽減を図る。基本水量をなくしたが、単価を抑え、その他の区分も1.29倍以内の上昇に留める。

※逓増度：最大と最小従量料金単価の割合（最大単価/最小単価）

(3) 一般家庭への影響の比較 (口径 13mmで 2 か月使用したとして試算)

(税別、単位[円])

世帯	水量	使用料	現行	試算①	試算②	試算③	試算④	試算⑤
単身世帯	16m ³	使用料	2,820	3,548	3,960	3,120	3,384	3,560
		改定額	-	728	1,140	300	564	740
2人世帯	30m ³	使用料	4,840	6,090	6,400	5,940	5,940	6,110
		改定額	-	1,250	1,560	1,100	1,100	1,270
3人世帯	40m ³	使用料	6,580	8,280	8,440	8,280	8,080	8,300
		改定額	-	1,700	1,860	1,700	1,500	1,720
4人世帯	46m ³	使用料	7,624	9,594	9,664	9,684	9,364	9,614
		改定額	-	1,970	2,040	2,060	1,740	1,990
5人世帯	56m ³	使用料	9,364	11,784	11,704	12,024	11,504	11,804
		改定額	-	2,420	2,340	2,660	2,140	2,440
6人世帯	68m ³	使用料	11,700	14,724	14,400	15,160	14,400	14,720
		改定額	-	3,024	2,700	3,460	2,700	3,020

【参考】世帯人員別の2か月当たりの平均使用水量

世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上世帯
使用水量	16.2m ³ /月	29.8m ³ /月	39.8m ³ /月	46.2m ³ /月	55.6m ³ /月	68.2m ³ /月

データ出典：東京都水道局 令和2年度生活用水実態調査

(4) その他事業所への影響の比較

(大口利用者上位 100 事業所 (給水毎) 別の平均使用水量を 2 か月使用したとして試算)

(税別、単位[円])

事務所	水量	使用料	現行	試算①	試算②	試算③	試算④	試算⑤
工場 φ 1 0 0	13,582m ³	使用料	2,823,870	3,553,916	3,253,850	3,786,570	3,654,830	3,587,680
		改定額	-	730,046	429,980	962,700	830,960	763,810
工場 φ 7 5	6,786m ³	使用料	1,413,530	1,778,968	1,631,050	1,895,370	1,828,150	1,793,560
		改定額	-	365,438	217,520	481,840	414,620	380,030
店舗 φ 7 5	2,725m ³	使用料	581,025	731,230	676,715	778,595	751,985	737,700
		改定額	-	150,205	95,690	197,570	170,960	156,675
福祉・病院 φ 5 0	2,200m ³	使用料	461,180	580,400	533,520	617,600	593,040	582,780
		改定額	-	119,220	72,340	156,420	131,860	121,600
食品加工 φ 5 0	1,747m ³	使用料	368,315	463,526	427,065	493,025	472,995	465,000
		改定額	-	95,211	58,750	124,710	104,680	96,685
店舗 φ 5 0	1,308m ³	使用料	278,320	350,264	323,900	372,300	356,660	350,860
		改定額	-	71,944	45,580	93,980	78,340	72,540
工場 φ 5 0	1,089m ³	使用料	233,425	293,762	272,435	312,075	298,625	293,920
		改定額	-	60,337	39,010	78,650	65,200	60,495
福祉・病院 φ 4 0	1,806m ³	使用料	374,430	471,228	432,570	501,330	480,230	471,360
		改定額	-	96,798	58,140	126,900	105,800	96,930
店舗 φ 2 5	705m ³	使用料	144,825	182,270	167,875	193,875	182,545	180,975
		改定額	-	37,445	23,050	49,050	37,720	36,150